

東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和22年東京都条例第91号)による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	東京都
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和22年東京都条例第91号)による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)別表第1の10の項 東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和22年東京都条例第91号)による授業料及び通信教育受講料の減免に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	東京都立学校の授業料等徴収条例第5条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(高等学校等の生徒等)がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって(教育の機会均等)に寄与することを目的とする。	第1条 東京都立の小学校、中学校、高等学校(専攻科を含む。)、中等教育学校及び特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)の授業料、入学料、入学考査料、通信教育受講料、聴講料、聴講生考査料及び証明書手数料は、本条例の定めるところにより徴収する。第5条 授業料、入学料、入学考査料、通信教育受講料及び証明手数料は、東京都教育委員会が必要と認めたときは、これを減免することができる。

⑦独自利用事務の関連規範	東京都立学校の授業料等徴収条例 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和38年東京都教育委員会規則第13号） 東京都立学校の授業料等減免取扱要領（昭和61年東京都教育長決定）
--------------	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	東京都立学校の授業料等徴収条例第5条 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の4 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の別記
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	都立学校の授業料及び通信教育受講料の減免申請に対する審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ	東京都立学校の授業料等徴収条例第5条 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の4 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の別記
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	東京都立学校の授業料等徴収条例第5条 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の4 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の別記
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	東京都立学校の授業料等徴収条例第5条東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第4条東京都立学校の授業料等減免取扱要領の4 東京都立学校の授業料等減免取扱要領の別記
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2026年01月06日
独自利用事務の対象者	保護者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2022年03月31日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	2
保護評価書の名称	高等学校等就学支援金事業、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業及び東京都立高等学校等学び直し支援金事業に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A&ev_name=%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%AD%89%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E6%94%AF%E6%8F%B4%E9%87%91%E4%BA%8B%E6%A5%AD&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=9&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=9&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	